

堺市基本構想の概要

1. 経緯

通称交通バリアフリー法に基づき、堺市では「誰もが移動しやすく安全・快適で活力のあるまちづくり」を目標とした「堺市交通バリアフリー基本構想」を市内の鉄道駅及びその周辺地区について策定し、鉄道、バスなどの交通手段や、駅など旅客施設を中心とした一定の地区で、基本構想に基づく特定事業計画等を策定し、バリアフリー化を進める。

なお、ここで示す基本構想は、平成13年度に策定したものである。

平成 14 年 3 月 14 日作成
平成 14 年 3 月 15 日公表

2. 堺市の概況

堺市は大阪府中央部の南よりで、西は大阪湾に面し、北は大和川を隔てて大阪市に隣接しており、関西国際空港と大阪市を結ぶ軸線上に位置している。また、東は松原町、美原町、大阪狭山市に、南は河内長野市、和泉市、高石市に接している。

堺市は関西で大阪、神戸、京都に次ぐ4番目の都市であり、平成8年に中核市に移行し、さらに時代の変化を的確にとらえながら広域行政を推進し、政令指定都市への移行をめざしている。

(1) 高齢者比率、身体障害者比率

堺市の人口は平成12年の国勢調査によると、791,388人、世帯数は299,152世帯となっている。この内、65歳以上人口は、118,728人で、総人口の15%を占めており、1990年から2000年までの伸びは全国値を上回る状況である。

堺市市内の身体障害者数は、27,117人で、総人口に占める割合は、3.4%となっている。

人 口	791,388 人	世帯数 299,152 世帯 面積 13,679ha
高齢者数	118,728 人(15.0%)	(全国平均 17.3%)
身体障害者数	27,117 人(3.4%)	(全国平均 2.9%)

*1：堺市の人口は平成12年国勢調査に基づく推計人口。高齢者数・身体障害者数は住民基本台帳及び外国人登録簿に基づく平成13年4月1日現在の値

*2：全国の高齢者比率は、平成12年国勢調査結果に基づく

3. 旅客施設及び重点整備地区の概要

(1) 重点整備地区の選定理由

市内の駅及び駅周辺地区の実態調査等を踏まえ、下記の視点に基づき、今後5年間で基本構想を策定する「第1次重点整備地区」を15地区選定した上で、平成13年度は6駅5地区を重点整備地区とする。

(2) 重点整備地区

地区	面積 (ha)	駅名	乗降客数 (人/日)	主な施設
南海本線堺駅・	374	南海本線堺駅	33,166	本庁・堺支所・市民会館・市民病院・裁判所

南海高野線堺東駅を含む都心地区		南海高野線堺東駅	65,799	税務署・堺郵便局・法務合同庁舎・福祉会館 反正陵・三国ヶ丘高・堺保健所・堺駅前商店街 大浜公園・三宝公園・ザビエル公園・職安 堺北署・市小・堺コミュニティー・ポルトス堺 イトーヨーカドー・阪堺病院・堺駅前商店街 など
南海高野線北野田駅周辺地区	96	南海高野線北野田駅	35,486	登美ヶ丘東小・中央図書館登美ヶ丘分館 駅前商店街・ダイエー など
JR 堺市駅周辺地区	193	JR 堺市駅	24,450	堺斎場・サンスクエア堺・ベルマージュ堺 近畿中央病院・三国丘小中・長尾中・金岡病院 東三国丘・東浅香山小・駅前商店街 など
地下鉄新金岡駅周辺地区	149	地下鉄新金岡駅	19,073	北支所・北図書館・北保健所・大泉緑地 金岡公園・金岡東公園・大阪社会保険センター 堺看護学・労災病院・しんかなシティー など
泉北高速深井駅周辺地区	149	泉北高速深井駅	23,996	中支所・中保健センター・ソフィア堺・深井小 中郵便局・東光学園・堺温心会病院 水賀池公園・深井小・東深井小・深井中 など

4. 堺市基本構想の特徴

(1) 基本理念

基本理念：だれもが移動しやすく安全・快適で活力のあるまちづくり

- (目的)・高齢者・障害者などの自立と社会参加に向けた都市環境整備の推進
・より質の高い都市基盤の提供

(2) 整備目標時期

整備目標時期は2010年(平成22年)を基本とする。

(3) 堺市交通バリアフリー基本構想策定に向けた基本的な方針

1) 交通バリアフリー化の目標

原則として、平成13年度から段階的に、市内の29駅の駅舎および周辺地区のバリアフリー化をめざす。

市民・当事者ニーズの実現に向け国の移動円滑化基準などにより、重点整備区内のバリアフリー化をめざす。

2) 重点整備地区の抽出

重点整備地区については、下記の視点に基づき、短期・中期・長期の段階的な抽出を行う。

視点1 通勤・通学の利用が多い、あるいは商業施設の集積が高い地区で、バリアフリー化を今後とも進める必要がある地区

視点2 高齢化の進展が著しいまたは障害者の利用が多いと考えられ、その移動ニーズへの対応が急務である地区

視点3 主要な公共公益施設が立地または計画されている地区

視点4 駅の改良・新設および駅周辺地区の開発・整備が計画されている地区

3) 関係機関との連携による一体的・重点的整備の推進

交通バリアフリーに係る事業の実施主体となる公共交通事業者、道路管理者、公安委員会等の関係者と協議を行い、各事業者の自主性のもと、一体的・重点的な整備を推進する。

4) 市民・当事者の参画による交通バリアフリー化の推進

交通バリアフリー基本構想策定に際しては、より良いまちづくりを進めるために、市民・当事者への情報公開、バリアフリーに関する実態調査、委員会等への参画など市民・当事者の意見の反映に努める。

(4) 整備の基本指針の策定

交通バリアフリー化の基本指針を、駅舎、駅前広場、道路、信号交差点・交通規制、ソフト的対策、モビリティの確保に分けて策定。

(5) 当事者・市民の参画、幅広い意見に基づく基本構想の策定

基本構想策定の各段階において市民・当事者の参画・意見聴取を行った。詳細は 6. に示す。

5. 事業の概要

各施設整備等については、関連する基準、ガイドライン等に沿った改良・整備を基本とし、誰もがより使いやすいものとするために、できる限り市民・当事者等のニーズを反映したものとする。

また、基本構想に基づくそれぞれの特定事業計画等の作成については、各事業者・行政関係者相互の連携を図るものとする。

(1) 駅舎、駅前広場

1) 「移動円滑化された経路」の整備

a. 「移動円滑化基準」に定められた「移動円滑化された経路」を 1 以上整備することを基本とする。

b. 利用者の利便性、駅の立地特性からみて整備が必要と考えられる駅については、旅客の移動が最も一般的な経路（主動線）以外の他の経路（副動線）についても、バリアフリー化することにより、「移動円滑化された経路」を 2 以上整備することを基本とする。

2) 誘導情報案内設備の整備・改良

3) 施設（利便施設）の改良・整備

4) 転落時の安全確保

5) 駅前広場における整備

a. 既設バス路線図、料金表などの改良、点字表示の改良、音声誘導設備などの案内情報設備の充実

b. バス待ち時の身体的負担軽減のためのベンチ等の設置

c. 駅前広場再整備等に合わせた、バス乗降場の屋根、ベンチの設置、身体障害者用駐停車帯の設置

(2) 道路

< 「特定経路」における整備 >

1) 既設の道路の改良

a. 既設歩道の段差の解消及び舗装面の改修等

b. 横断勾配のきつい箇所、波打ち歩道の解消

2) 誘導・警告ブロックの敷設・改良

3) 既設歩道の有効幅員の確保

4) 障害物等の撤去・規制

a. 歩行の阻害要因となっている不法駐輪車両、路上駐車車両の撤去・規制

b. 商品・看板等の道路上へのはみ出しに対する指導及び撤去

- 5) 歩道の新設
 - a. 都市計画道路整備等にあわせた歩道設置
 - b. 既設道路内での交通規制とあわせた歩行空間の確保
- 6) 立体横断施設部の改良
 - a. 交通規制にあわせた横断歩道の設置
 - b. 利用状況等を勘案したエレベーター等の設置
- 7) 街灯の整備
- 8) 道路照明灯の整備

「特定経路」以外の経路についても、公共公益施設等と駅を結ぶ重要な経路を地区の特性等を考慮して移動の円滑化に努めるものとする。

(3) 信号交差点、道路の交通規制

信号交差点については、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則(平成12年10月25日、国家公安委員会規則第17号)」等に沿った改良・整備を基本とする。

- 1) 既設信号の改良
 - a. 高齢者・障害者等に配慮した、必要な箇所での歩行者青時間の延長
 - b. 必要と考えられる箇所についての音響信号等の設置。
 - c. 視覚障害者に配慮した必要な箇所での視覚障害者用道路横断帯(エスコートゾーン)の設置
- 2) 信号の新設
- 3) 交通規制による歩行空間の確保
- 4) 立体横断施設部等における横断歩道の設置

(4) ソフト的対策

- 1) 基本構想及び事業実施状況に関する情報提供
- 2) 市民・行政・各事業者・商業者・NPO等とのパートナーシップによるバリアフリー化の促進
 - a. バリアフリー関連情報の収集と提供
 - ・バリアフリーマップの作成 など
 - b. 障害物の撤去
 - ・駐輪車両・路上駐車車両の撤去
 - ・商品・看板等の指導及び撤去
- 3) 移動円滑化に関わる市民活動の促進
- 4) 心のバリアフリーの醸成
 - a. 市民への啓発
 - b. 学校教育への涵養
 - c. 各事業者における研修・教育の充実
- 5) 交通安全教育・広報の推進
 - a. 幼児から高齢者に至るまでの交通安全教育の実施
 - b. 指導者の養成・確保
 - c. 参加・体験・実践型教育の普及

(5) モビリティの確保

- 1) 既設バス路線におけるノンステップバスの導入

- 2) 「ふれあいバス」の有効活用
- 3) STサービスの充実

6. 当事者等の意見の反映

6-1 当事者等からの意見の聴取

(1) 当事者・市民の参画、幅広い意見に基づく基本構想の策定

基本構想策定の各段階において市民・当事者の参画・意見聴取を行った。

- 1) 基本構想策定地区における当事者参加の点検調査の実施
- 2) 市内の高齢者・障害者団体など21団体の参画による懇話会の開催
＜ 第1回（平成13年6月6日）＞
 - ・交通バリアフリーの解説
 - ・基本構想策定の開始について
 - ・交通バリアフリー化に関する要望・意見の募集＜ 第2回（平成13年12月17日）＞
 - ・基本構想骨子（案）に対する意見について
- 3) 市民からのパブリックコメントの募集
 - ・基本構想骨子（案）に対するパブリックコメントの実施募集期間：平成13年12月1日～12月31日

(2) 多様な広報活動

基本構想策定の過程で以下の広報活動を実施

- 1) 広報「さかい」を使った基本構想骨子案等の公表
 - ・7月号：基本構想策定開始及び取り組み体制等の紹介
 - ・12月号：基本構想骨子（案）の公表とパブリックコメントの実施
- 2) ホームページを使った上記内容の公表
 - ・第1回：平成13年6月1日
 - ・第2回：平成13年12月1日
- 3) 市民情報コーナー等での公表
 - ・基本構想骨子（案）の公表とパブリックコメントの実施募集期間：平成13年12月1日～12月31日
- 4) 関係部局での公表
 - ・基本構想骨子（案）の公表とパブリックコメントの実施募集期間：平成13年12月1日～12月31日
- 5) 報道機関への資料提供
 - ・基本構想骨子（案）の公表とパブリックコメントの実施のお知らせ

（平成13年11月28日）

(3) 市民、当事者等による点検調査

基本構想策定地区における交通バリアフリーの実態を詳細に把握するため、平成13年8月2日～9月3日に、高齢者、障害者、地元自治会、女性団体、商店代表の方、ボランティアの方等の参加による現地点検調査を行った。延べ478人という全国的にみても大規模な調査となった。

(4) 高齢者、障害者等へのアンケート

堺市内に居住されている高齢者、障害者、一般の方々、約3,300人を対象に、外出時における活動

実態や交通バリアフリーに対する意識調査を、8月上旬から下旬にかけて行った。

6 - 2 反映された主な事項

多くの人を使いやすい交通施設を実現するため、検討委員会、パブリックコメント等において出された意見をもとに、移動円滑化基準を超える整備項目を基本構想に盛り込んでいる。

それらの項目を以下に示す。

(1) 駅舎について

1) 泉北高速深井駅における改札内エレベーターの設置

・改札内については、当初物理的な制約から階段昇降機の設置しか手段がないとされていたが、利用者からエレベーター設置の要望が強く出され、再度調整の結果、通り抜け型の最新型のエレベーター設置であれば可能であることが判明し設置することで合意した。

2) 駅舎内障害者トイレのオストメイト仕様などの多機能化

・オストメイト仕様などのトイレの多機能化については、「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」に示されており、今後、施設の更新、新設時などに、それらに沿った整備を進める。

3) 駅舎における転落時の緊急押しボタンの設置・待避場所の設置

(2) 駅前広場について

1) 身体障害者用駐停帯の設置

・駅前広場の新設、改良時に、身体障害者用駐停車帯の設置・運用についての検討を行なう。

(3) 道路について

1) 「特定経路」の以外の整備

・「特定経路」以外の経路についても、公共公益施設等と駅を結ぶ重要な経路を地区の特性等を考慮して、移動の円滑化に努めるものとする。

2) 街灯、道路照明の整備

・市街地内の安全性向上のために、必要な箇所について照明灯の整備を進める。

(4) ソフト的対策について

1) バリアフリー関連情報の収集と提供

・バリアフリーに関連する情報提供・情報の収集を市民・行政・事業者等が連携して行なう事を、今後検討する。

2) 心のバリアフリー醸成のための各事業者における教育・研修

・障害者等への理解・介助方法などについて、各事業者において教育・研修等の充実を検討。

3) 交通安全教育・広報の推進

a. 幼児から高齢者に至るまでの交通安全教育の実施

b. 指導者の養成・確保

c. 参加・体験・実践型教育の普及

6 - 3 委員会等への当事者などの参加

(1) 堺市バリアフリー化検討委員会に以下の団体メンバーが参画し、7回にわたって議論をおこなった。

1. 堺市老人クラブ連合会

5. 堺市商店連合会

2. 堺市身体障害者(児)団体連絡協議会

6. 堺商工会議所都市開発委員会

- 3. 堺市老人介護者（家族）の会
- 4. 堺市自治連合協議会
- 7. 堺市女性団体連絡協議会
- 8. 堺 NPO 法人ネットワーク

(2) 堺市内の高齢者、障害者団体をはじめとした以下の 21 団体の参画した「懇話会」を開催し、意見の聴取を行った。

- 1. いずみ健老大学
- 2. 堺 NPO 法人ネットワーク
- 3. SAKAI 子育てトライアングル
- 4. 堺市校区福祉委員会連合協議会
- 5. 堺市視覚障害者福祉協会
- 6. 堺市肢体不自由児（者）父母の会
- 7. （社）堺市シルバー人材センター
- 8. 堺市身体障害者福祉協会
- 9. 堺市中途失聴・難聴者協会
- 10. 堺市民生委員児童委員協議会連合会
- 11. 堺障害者連合協会
- 12. 堺市女性団体協議会
- 13. 堺・自立をすすめる障害者連合会
- 14. 堺市ろうあ者福祉協会
- 15. 堺市老人介護者（家族）の会
- 16. 堺市老人クラブ連合会
- 17. 堺心身障害者（児）を守る連絡会
- 18. 堺難病患者・家族連絡会
- 19. ソーシャル・ハウス「さかい」
- 20. 部落解放堺地区障害者（児）を守る会
- 21. 堺障害者児団体連絡協議会

7. 事業者との協議過程等

(1) 事業者との協議過程

基本構想策定に際しての公共交通事業者、道路管理者、公安委員会など事業者との協議は検討委員会の開催とあわせて行なった。

(2) 法第 6 条第 4 項に定められている関係する機関との協議成立

公共交通事業者

協議相手機関	協議成立年月日
南海電気鉄道株式会社	平成 14 年 2 月 22 日
西日本旅客鉄道株式会社	平成 14 年 2 月 22 日
大阪市交通局	平成 14 年 2 月 22 日
大阪府都市開発株式会社	平成 14 年 2 月 22 日
南海バス株式会社	平成 14 年 2 月 22 日

道路管理者

協議相手機関	協議成立年月日
大阪国道工事事務所	平成 14 年 2 月 22 日
大阪府鳳土木事務所	平成 14 年 2 月 22 日
堺市	平成 14 年 2 月 22 日

都道府県公安委員会

協議相手機関	協議成立年月日
大阪府警堺北署	平成 14 年 2 月 22 日
大阪府警堺東署	平成 14 年 2 月 22 日
大阪府警堺南署	平成 14 年 2 月 22 日
大阪府警泉北署	平成 14 年 2 月 22 日
大阪府警黒山署	平成 14 年 2 月 22 日

連絡先

建築都市局交通政策部

Tel 072-228-7549

Fax 072-228-8034

保健福祉局保健福祉総務部

Tel 072-228-7496

Fax 072-228-7853